

平成30年度「西都市住宅等新築リフォーム支援事業」のご案内

この事業は、市内在住の方又は転入予定の方が「市内の施工者」に工事を発注して、木造住宅の新築工事や現在お住まいの住宅もしくは営業している店舗のリフォーム工事を行う場合に、その経費を西都商工会議所ギフト券等で助成する制度です。ただし、着工前の申請が助成対象の要件ですのでご注意ください。

この事業に関する申請書様式及びチラシは商工観光課にあります。また、西都市ホームページからもダウンロードできます。
なお、平成29年度以前にこの助成制度をご利用された方も利用できる場合があります。詳しくは、担当までお問い合わせください。

●助成額

- ①新築工事・・・50万円（転入者・・・50万円加算）加算分はギフト券で交付
- ②リフォーム工事・・・15万円を限度 対象工事費の20%（千円未満端数切り捨て）全額ギフト券で交付

●対象となる要件	●対象となる工事
<ol style="list-style-type: none"> ①交付決定日以前に着工していないこと。着工前の申請のみ受付けます。 ②市内に本社若しくは本店を有する法人または市内に住所を有する個人が施工者であること ③総工事費が、新築工事は1,000万円以上、リフォーム工事は20万円以上であること ④住宅の場合は、個人の持ち家で自己の居住の用に供し市内に所在する住宅またはその予定の住宅であること（※賃貸住宅は対象外） ⑤店舗の場合は、持ち店舗で自己の事業の用に供し市内に所在する店舗またはその予定の店舗であること（※賃貸店舗は対象外） ⑥この助成金の交付を受けようとする者は、助成対象となる住宅が本人名義であること、助成対象となる店舗が本人または法人名義であること ⑦市税等を完納していること ⑧リフォーム工事は平成31年3月31日までに完了し、実績報告書が提出できること ⑨対象工事が、この事業および本市の同様な助成制度による助成対象箇所と重複しないこと ⑩助成対象者が、西都市子育て世帯住宅取得等助成金交付要綱に基づく住宅改修に係る助成金交付を受けたことがないこと 	<ol style="list-style-type: none"> ①増築又は改築工事 ②屋根の葺替え、塗装又は外壁の補修等の外装工事 ③壁紙の張替え、間取りの変更、床又は天井等の内装工事 ④台所、浴室、脱衣所、洗面室又はトイレの改修工事 ⑤建具、畳、ふすま、窓ガラス又はサッシ工事 ⑥住宅等の電気設備改修工事又は給排水設備改修工事 ⑦防音又は断熱化工事 ⑧住宅等に付随するバルコニー等の設置又は補修工事 ⑨住宅等のバリアフリー化工事 ⑩住宅等に付随する土地での倉庫又は車庫の改修工事 ⑪門扉、フェンス、柵又はブロック塀の改修工事

●交付申請受付及び問い合わせ先

商工観光課 商工振興係（43-3222）にて、予算枠まで随時受付しています。

（文書取扱：商工観光課）

西都市 6次産業化推進事業補助金のご案内

～ 6次産業化を目指す農林漁業者の皆様へ～

市では、農林漁業者の所得向上を図るため、本市の農林漁業者が生産等を行った農林水産物を加工・販売する6次産業化の取組みに対して補助金を交付します。

■補助内容

事業名	施設整備等事業	商品開発等事業
対象 経費	<ul style="list-style-type: none"> 本市の農林水産物の新たな加工に必要な施設の整備、機械の導入に要する経費 ※申請者が既に取組んでいる加工に関する施設整備や機械導入・更新等は認められません。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市の農林水産物や加工品を活用した新たな商品開発に要する経費（加工品は自らが生産する農林生産物を1/2以上使うこと） 既存商品の改善・改良に要する経費 上記商品の販路拡大・販売促進に要する経費
補助金 の額	補助対象経費の2分の1以内（上限100万円）	補助対象経費の3分の2以内（上限30万円）

■対象者

- ・市内に住所を有し、かつ、市税等の滞納のない方
- ・認定農業者又は3戸以上の農林漁業者により構成された団体。ただし団体は、規約等の定めのあるものに限ります。

■申込み

申請書類等は西都市役所 農政課でお渡しします。その際に補助事業の概要及び注意事項等をご説明します。

(文書取扱・問合せ：農政課 43-1566)

西都市地域特産品開発支援事業

補助金のご案内

市では、本市の新たな魅力を創出することを目的として、市内で生産される農林水産物を活かした特産品の開発事業等を実施する団体に対して補助金を交付します。

この補助金は新商品開発に限らず、既に販売されている商品の改良や、販売促進事業にも活用することができます。

■補助対象となる事業

- ①新たな地域特産品を開発する事業
- ②既存の地域特産品を改良する事業
- ③地域特産品の販売促進事業

■補助対象者

市内に住所又は活動の拠点を有する者3人以上で組織された団体
※ただし団体は、規約等の定めのあるものに限ります。

■補助対象経費

- ①地域特産品の開発、改良に要する経費
- ②商品のパッケージ、ラベル等の作製に要する経費
- ③地域特産品の販売促進に要する経費

■補助金の額

補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度とします。

■申請方法

申請書類等は西都市役所 農政課でお渡しします。その際に補助事業の概要及び注意事項等をご説明します。

■審査・決定

この事業は、申請後、西都市地域特産品開発支援事業補助金審査会にて厳正な審査を行った上で補助金の交付の可否を決定します。よって、申請された事業内容すべてには補助金が交付されない場合がありますのでご理解ください。

(文書取扱・問合せ：農政課 43-1566)

「市民提案型まちづくり事業補助金」について

～市民によるまちづくりをサポートします～

市では、「市民協働のまちづくり」の考えのもと、市民活動団体等を新たな公共の担い手として位置付け、市民活動団体等が自主的・自発的に企画して市のまちづくりのために行う事業に対し、経費の一部を補助し支援を行います。そのような事業等の実施を考えておられる市民活動団体等に興味のある団体等は、市民協働推進課にお問い合わせください。

市のホームページにも情報を掲載していますのでご確認ください。

(1)初期活動サポートコース

市民活動団体等が市のために公益的な活動を開始するため、または、設立5年以内の市民団体等がその団体等の運営を軌道に乗せるために行う事業に対し補助を行います。

※補助率等：補助の対象となる経費の90%以内で30万円以下
(2回目は27万円以下、3回目は24万円以下)

(2)西都づくりサポートコース

市民活動団体が企画して、西都市のまちづくり（地域の課題解決、イベントを含む）のために行う事業に対し補助を行います。

※補助率等：補助の対象となる経費の80%以内で50万円以下
(2回目は45万円以下、3回目は40万円以下)

【過去に採択された事業内容】

- ・音楽イベント事業
- ・環境活動事業
- ・子どもの健全育成事業
- ・地域の活性化を図る事業
- ・地域文化の振興を図る事業
- ・高齢者の生きがいづくり事業

○申請期間：11月30日（金）まで

※補助金の交付状況により変更する場合があります。

※この補助金は、申請内容の審査会を行い、交付の可否が決定されます。

(文書取扱・問合せ：市民協働推進課 43-1204)

平成30年5月1日から有効の 国民健康保険被保険者証をお送りします

平成30年度の西都市国民健康保険被保険者証について、国保加入者全員分が世帯主宛に4月下旬に届きます。形や大きさはこれまでと同じですが、色が薄赤色から黄色に変わります。

有効期限は原則、平成31年4月30日です（納税状況や退職者医療制度加入等によって有効期限が異なる場合があります）。

被保険者証は病院や歯科医院等で治療を受ける際、必ず提出しなければならないものです。また、身分証明にもなり、サイズも小さいため紛失しないよう特にご注意ください。もし紛失や破損した場合には、健康管理課までご連絡ください。

これまでお持ちの有効期限を過ぎた被保険者証は使用できませんので、市役所健康管理課までお返しいただくか、そのまま捨てずに裁断してから処分されるようお願いいたします。

また、西都市外に転出されている学生の方で、修学中の被保険者の特例（マル学）を申請されている方は資格確認の時期でもあります。更新をするために早めの在学証明書の提出をお願いします（対象者には通知をしています）。

(文書取扱：健康管理課 国保係 43-0378)

平成30年度 高齢者肺炎球菌ワクチン接種対象者のご案内

～肺炎は「日本人の死因第3位」です～

平成30年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者は、以下のとおりです。接種を希望する場合は、指定医療機関に予約をお願いします。

※既に肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）を接種したことがある方は対象外です。

【肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）】

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題となっています。23価肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の90種類以上ある型の中で、病気を引き起こしやすい23種類の型の成分を含んでおり、肺炎の罹患や重症化に対する予防効果が期待されます。

【対象者】

以下の①または②に該当する方で、過去に肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌ワクチン)を接種したことがない方

①平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方

年齢	生年月日
65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日
100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

【自己負担額】 2,400円

(生活保護受給者は無料。証明書を持参してください。)

【持参するもの】 健康保険証

【実施期間】 平成31年3月31日まで

【接種医療機関】

接種の際は、事前に医療機関に予約をお願いします。

上野医院 44-5100	上山医院 43-1129	宇和田胃腸内科 42-0111
大塚病院 43-0016	黒木胃腸科医院 43-1304	児玉内科クリニック 43-1777
西都病院 43-0143	佐藤クリニック 43-5309	三財病院 44-5221
すぎお医院 41-1177	鶴田クリニック 42-3741	富田医院 43-0178
東米良診療所 46-2335	水田内科医院 43-1115	上山整形外科クリニック 41-0808
西都児湯医療 センター 42-1113		

※市外にかかりつけ医がある場合は、市外で受けることができます。
直接医療機関にお問い合わせください。

(文書取扱：健康管理課 健康推進係 43-1146)

移住者向け市営住宅の提供について 【対象住宅の拡充】

西都市では、地域活性化を図るための人口増対策として、市外からの移住者を積極的に受け入れたいと考えています。そのため、市営住宅の空家を移住者の方の一時的な住まいとして提供しております。

原則1年間という短い期間での提供ではありますが、これから西都市で生活していこうとお考えの方は、生活の基盤づくりの住まいとして利用されてはいかがでしょうか。

1. 提供できる住宅 ※3・4・5階の部屋になります。

住宅名	戸数	住宅名	戸数	住宅名	戸数
三宅	2	瀬口	2	鹿野田	2
稚児ヶ池	5	杉安	2	山田	2
酒元	2	南方	2		
白馬	2	札の元	1	合計	22

2. 提供できる期間

受付は平成31年3月31日の間で、申し込みから1年間の入居が可能です。また、特別の事情がある場合は1年間の延長が可能です。

3. 家賃

通常の市営住宅入居と同様に、収入に応じた家賃になります。

4. 敷金

家賃の3ヶ月分の敷金が必要です。

※その他いくつかの条件がありますので、詳しくは以下までお問い合わせ下さい。

(文書取扱・問合せ：建築住宅課 住宅係 43-0379)

西都市内中学・高校生のみなさん ジュニア・リーダークラブに加入しませんか

西都市ジュニア・リーダークラブは、子ども会のお手伝いやボランティア活動を行っています。

子ども会活動の支援としてプログラムを作成したり、レクリエーションやゲーム、バルーンアートなどを行います。

新中学1年生～高校3年生までで興味のある方は、ジュニア・リーダーとして一緒に活躍してみませんか？

◆活動内容 夏休みに2泊3日のリーダー研修（延岡市むかばき）、クリスマス会の開催、祭りなどでのボランティア活動、宮崎県内のジュニア・リーダーとの交流会、出張子ども会など

◆活動日 毎月第3日曜（家庭の日）午前、イベント実施の日

◆入会条件 西都市内に在住の中・高校生

◆年会費 2,000円

◆締切 随時

◆申し込み・問合せ 社会教育課（43-3479）

(文書取扱：社会教育課)

井戸水使用世帯の下水道使用料に係わる人数変更について

公共下水道・農業集落排水を使用中の方で、上水道と井戸水との併用、または井戸水のみを用水源としている世帯については、下水道使用料の認定は世帯人数により算定しております。

就学等による長期不在や出生・死亡等による世帯人数の変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。

ご不明の点は、以下までご連絡ください。

(文書取扱・問合せ：上下水道課 下水道工務係 43-1326)

ゴールデンウィークのごみ収集等について

【ごみ収集】

ごみの収集時間は収集経路の状況等により変わることがあります。

ごみは必ず収集日当日の朝8時までに決められた集積所へ出してください。

月 日	ごみ収集	粗大ごみ置場
4月29日(日・祝)	休み	休み
4月30日(月・振休)	休み	搬入できます
5月 1日(火)	通常どおり	搬入できます
5月 2日(水)	通常収集および特別収集 妻東・穂北地区の「燃やせる ごみ」も収集	搬入できます
5月 3日(木・祝)	休み	休み
5月 4日(金・祝)	休み	休み
5月 5日(土・祝)	休み	休み
5月 6日(日)	休み	搬入できます

【粗大ごみ置場】

搬入時間：8：30～12：00、13：00～16：30

※祝祭日のみ休み

(文書取扱：生活環境課 43-3485)

個人番号（マイナンバー）カードの 受け取りについて

個人番号（マイナンバー）カードの申請をされた方に、カード交付の準備が整い次第、受け取りについてのハガキ（個人番号カード交付通知書）を郵送しております。

ハガキが届きましたら、市民課 市民窓口係（43-3623）まで早めの電話予約をお願いします。

交付には暗証番号の設定など、一人当たり30分程度かかる見込みです。待ち時間の短縮のためにも事前の予約をお願いします。

◎申請者本人が受け取りにお越しください。

◎持参いただく書類については予約の際にご説明いたします。

なお、平日ご都合が合わない方は

5月13日(日) 9時～12時(要予約)

6月10日(日) 9時～12時(要予約)

で、受け取りが可能です。

※必ず事前に予約をお願いします。

(文書取扱：市民課 43-3623)

離乳食講座（ピヨピヨ学級）のご案内

さいとくポイント進呈対象事業です

赤ちゃんとの生活に慣れてきた頃、そろそろ離乳食が始まります。「うまく作れるかな?」「ちょっと面倒かな?」そんな保護者のために、簡単に作れるコツをお伝えします。「家族のごはんを赤ちゃんに合わせてひと工夫」のとりわけメニューを、いっしょに楽しく作ってみませんか?

離乳食の進め方がわからない、どのくらいの量をあげていいかわからないなどのお悩みをお持ちの保護者の方、ぜひご参加ください♪

日 時 : 5月15日(火)
午前10:00~11:30 (受付9:45~)

場 所 : 西都市児童館

対 象 : 生後3か月~1歳3か月児及び保護者
(定員10組)
※初回の方を優先させていただきます。

内 容 : 栄養士による離乳食の話
離乳食調理実習・離乳食の試食
個別相談

持参する物: 母子健康手帳
お子さんの飲み物 エプロン・三角巾

参加希望の方は5月9日(水)までに健康管理課(43-1146)までお電話ください。必ず申し込みが必要です。

(文書取扱: 健康管理課 健康推進係)

西都原古墳サークルビッグフリーマーケット 出店者募集について

古代ロマンと聖地伝承の地であり、四季折々の自然と花の宝庫として宮崎県有数の観光地として広く知られている西都原古墳群を、もっと多くの方に、もっと身近に知っていただくこと目的として、西都原イベント広場でのビッグフリーマーケットが開催されます。

現在出店者を募集中です。ご希望の方は「宮崎フリーマーケット協会」のホームページ内の注意事項をよくお読みになり、お申し込みください。

- 1 開催日 6月10日(日) ※雨天決行・荒天中止
- 2 時 間 午前10時~午後3時
- 3 場 所 西都原イベント広場
- 4 募集内容及び出店料
- ①一般フリマゾーン (中古品を中心にしたフリマのみのゾーン)
5×5m 2,300円
- ②中古と手作りのハーフゾーン (中古品と手作り品のどちらも出品可)
5×5m 2,500円
- ③手作りのみアートクラフトゾーン (手作りのみ出店、中古品は禁止)
5×5m 3,000円
- ④食品・テントでの販売ゾーン (移動販売車と炭火は不可)
5×5m 5,000円
- 5 主 催 宮崎フリーマーケット協会
- 6 注意事項 出店の申し込みについては、すべて「宮崎フリーマーケット協会」のホームページからの受付となります。口頭や電話での申し込みは出来ませんのでご注意ください。
- 7 問合せ先 宮崎フリーマーケット協会
ホームページ <https://putifurimall1124.jimdo.com/>
080-1718-2233 (担当: 日高)

(文書取扱: 商工観光課)

空き店舗を活用してみませんか「西都市商店街空き店舗活用推進事業補助金（募集）」

市では、空き店舗を有効活用して商店街の機能充実や活性化にチャレンジする事業者や市民団体等を支援していくための補助金制度を設けています。商店街活性化の独自のアイデア等ありましたら、是非、ご応募ください。

1. 対象店舗 商店会等に所在する商店街の空き店舗が対象となります。

※空き店舗とは、過去に営業していた実績があり、過去3ヶ月以上営業が行われていない店舗をいいます。詳しくは商工観光課までおたずねください。

2. 補助事業者

対象店舗に出店する事業者で、次の各号に該当することが必要です。

- 市税等の滞納がないこと
- 対象店舗の所有者、所有者の配偶者及び二親等内の血族又は姻族並びに所有者と生計を一にする者でないこと
- 業種は、原則として物販、飲食又はサービスを主としたものであること
- 原則として週5日以上、昼間（午前10時から午後5時までをいう）の営業ができ、かつ、出店後2年以上継続して営業ができること
- 直接、営業に携わること
- 既に市内の店舗において事業を営んでいる場合においては、当該店舗の移転ではないこと

次に掲げる事業及び事業者等は補助金交付の対象となりません。

- 法令に違反するもの
- 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とするもの
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とするもの
- 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- 法律に規定する暴力団、又は暴力団やその構成員の統制下にある団体
- 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

3. 補助の内容

当該対象店舗の開業に必要な改装・設備資金及び月額家賃（敷金、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸費用を除く）

1年目	開業資金	開業に必要な改装・設備経費の2分の1以内の額（千円未満は切り捨てる。）	上限50万円・初回限り
	家賃	月額家賃の10分の8に相当する金額（千円未満は切り捨て）	上限8万円
2年目	家賃	月額家賃の10分の5に相当する金額（千円未満は切り捨て）	上限5万円

4. 補助申請の募集期間

5月11日（金）まで ※申請用紙は商工観光課 商工振興係にあります。

募集後に審査会を行い補助事業者を決定します。審査会開催日は未定ですが5月下旬開催を検討中です。

5. その他

申請者には、補助申請後、事業内容のプレゼンテーションを行っていただきます（後日、日程につきましてご連絡します）。

（文書取扱：商工観光課 商工振興係 43-3222）

平成30年度 西都市スポーツ少年団 団員募集

西都市スポーツ少年団では、現在新入団員を募集しております。平成29年度は、野球・剣道・バレー・サッカー・バドミントン・柔道・ミニバスケット・陸上・空手の合計9競技、約600名の団員が登録しております。中には県大会や全国大会へ出場した単位団（チーム）もあり、また秋には西都市スポーツ少年団全体の運動会を行うなど、元気に楽しく活動しております。

入団をご希望の方、またご興味のある方は、各小学校等で行っている練習を見学されるか、各単位団にお問い合わせください。その他についてはスポーツ振興課内スポーツ少年団本部までお問い合わせください。

また各単位団からスポーツ少年団本部への登録期限が5月31日までとなっておりますので、入団のお申し込みは早めに行ってくださいよう願いたします。

元気いっぱいの小学生の皆様の入団をお待ちしております。

【参考：平成29年度登録単位団】

野球	クラブホークス	クラブホークスB	妻北イーグルス	妻北ダイヤモンドズ	都於郡ファイターズ
	都於郡バッファローズ	三財野球ジャガーズ	穂北野球	穂北うすだいこ	三納野球
剣道	絃道館剣道				
バレー	妻南サクラズ	都於郡バレー	三納j v c	妻北バレーボール	ほきたJV
サッカー	穂北サッカー	妻南サッカー	妻北サッカー	三財サッカー	
バドミントン	妻北ジュニアバドミントン	妻南小バドミントン	さいとバドミントン		
柔道	西都柔道会		西都警察署少年柔道クラブ		
ミニバスケット	西都ミニバスケット	妻南ミニバスケット	都於郡ミニバスケット		
陸上	西都陸上				
空手	南空会空手		征柔館		

(文書取扱：スポーツ振興課 43-3478)

平成30年度 手話奉仕員養成講座受講生募集

手話を通じて聴覚に障がいのある人との交流をはかり、お互いに理解し合うことを目的とした手話奉仕員養成講座を次のとおり開催します。

あなたも一緒に手話をしてみませんか。

【日 程】 毎週火曜日 午後7時30分～午後9時30分
(5月15日～平成31年3月19日)

【場 所】 西都市公民館 2階

【開 講 日】 5月15日(火)

【必要なもの】 印鑑・筆記用具・受講費用 5,754円
(受講費用内訳)

テキスト資料代 3,754円

県聴障協ニュース 2,000円

【申 込 先】 福祉事務所 障害福祉係 43-1206

(文書取扱：福祉事務所 障害福祉係)

県発達障害者支援センター出張相談について

西都市では毎週1回、宮崎県発達障害者支援センター出張相談が次のとおり開催されております。

日時： 毎週火曜日 10:00～16:00

場所： 西都市コミュニティセンター

※日によって場所が異なることがありますので、事前にご確認をお願いします。

対象者： 発達障害をもつ方及びその家族または関係する方

※詳しくは福祉事務所 障害福祉係(43-1206)までお問い合わせください。

(文書取扱：福祉事務所)

高鍋年金事務所が出張年金相談を行います

予約が必要です

高鍋年金事務所に電話でお申し込みください。

高鍋年金事務所では、年金に関する各種手続きについて出張相談を行っています。老齢厚生年金・遺族厚生年金などの手続きや相談もできますので、ご利用ください。なお、予約が必要です。高鍋年金事務所に電話でお申し込みください。

【相談日】 5月17日(木) 次回は6月21日(木)です。

【時 間】 午前10時から12時 午後1時から3時です。

【場 所】 西都市役所 市民課 年金係

年金相談は事前に電話予約が必要です

【予約先】

高鍋年金事務所 0983-23-5111

【予約方法】

●相談日の1カ月前から受付します。

(例：5/17の相談日の場合は、4/17から受付開始)

●電話予約の時には、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・相談内容をお知らせください。

また、年金相談日に持参するものをご確認ください。

●相談日にはできるだけ本人がおいでください。

代理の場合は、委任状・代理の方の身分証明書(運転免許証など)をご用意ください。

(文書取扱：市民課)

法務局・人権擁護委員による 『人権・なやみごと相談所』を開設します

～5月1日から7日は、憲法週間です～

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のもめごとなどひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、気軽にお越しください。

- 日時 5月7日(月) 午前10時から午後3時まで
- 場所 市役所南庁舎1階
- 相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
人権相談ナビダイヤル	0570-003-110	全国統一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

- パソコンから (大人・子ども共通)
- <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(文書取扱：市民協働推進課)

西都市青少年育成センター便り

「あの子どもこの子どもみんなの子」
を合い言葉に

みんなで守ろう地域の子
みんなで育てよう地域の子

まず、

- 大人同士であいさつを交わし、知り合いになり、遠慮のない話や相談ができる地域づくりに努めましょう

- あいさつや声かけをし、地域の子どもを知りましょう

その上で、

- ◇子どもたちの様子をしっかり見守り、よいことは褒め、悪いことはきちんと指導しましょう
- ◇地域の活動には親子で一緒に参加しましょう
- ◇力を合わせて子どもたちの登下校の安全確保に努力しましょう
- ◇不審な行動をとる人を見たら、すぐに警察や学校に連絡しましょう

子どものことで悩みはありませんか。

気軽にお電話ください。

受付は火・水・木曜日 午後1時～午後4時

しんみに いろいろ
43-1616

(文書取扱：西都市青少年育成センター [社会教育課内])

図書館だより5月号 西都市立図書館(43-0584) 5月の休館日 7・14・21・28日

●4月から貸出にさいとくポイントがつきます！

4月より、さいとくポイント（15歳以上で本人のカード）が、貸出し1冊につき2ポイント（本人貸出本のみ）つきます。

●絵本の読み聞かせの曜日が変わります！

これまで毎週土曜日10:30から行っていた読み聞かせ会を、4月から毎週日曜日10:00から行うことになりました。
みなさまのご参加を心よりお待ちしております。

●本の貸出し期間延長について

本を借りたのに「期日までに読み終えなかった」といったことはありませんか？

電話でも延長することができますので、ご利用ください。

※電話をした日から1週間の延長になります。

※次に予約者がいる場合は延長できません。ご了承ください。

【児童図書新刊のご案内】☆は絵本です

☆あいさつってたのしい（石津 ちひろ）

☆うごかせ！のりもの（鎌田 歩）

☆ぐらぐらゆれたらだんごむし！（国崎 信江）

☆ハナクソだいずかん（ゴホン）

◎楽しもう！自転車の世界（谷田貝 一男）

◎おかえりなさいはやぶさ（吉川 真）

◎おってあそぼ！アンパンマン（やなせ たかし）

◎怪談5分間の恐怖 マネキン人形（中村 まさみ）

●●● 子ども読書の日イベントに参加しませんか ●●●

日時：4月21日（土）

内容：・9:00～10:30 DVDアニメ上映会
『おまえうまそうだな』

・10:30～11:00 読み聞かせ

・11:00～ ワークショップ

※ご家族で『子ども読書の日』の時間を図書館で過ごしませんか？
育成会での参加もできます。事前に申し込み下さい。

《読み聞かせボランティア募集をしています》

図書館では、毎週日曜日10:00から絵本の読み聞かせを行っています。

読み聞かせに興味のある方、絵本の読み聞かせで子どもたちと楽しい時間を過ごしてみませんか？

【一般図書新刊のご案内】

◎悲しみの処方箋（主婦の友社）

◎男は顔が名刺（Katsuyo）

◎シニア 学びの群像（木下 康仁）

◎家の中のすごい生きもの図鑑（久留飛 克明）

◎学生のためのSNS活用の技術 第2版（高橋 大洋）

◎痛い靴がラクに歩ける靴になる（西村 泰紀）

◎超図解 野菜の仕立て方の裏ワザ（『やさい畑』菜園クラブ）

◎我が子を世界一かわいく撮る方法（ロイヤルセラピスト協会）

（文書取扱：社会教育課 図書館係 TEL 43-0584 FAX 41-1113）